

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和6年度関門航路浮標灯災害復旧工事
工事概要	本工事は、台風10号の影響により、被災した浮標灯について、回収、点検整備及び復旧を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 関門航路事務所長 樋口 晃 北九州市小倉北区浅野3丁目7番38号
契約年月日	令和6年9月5日
契約業者名	株式会社 若港
契約業者の住所	北九州市若松区くきのうみ中央7番18号
契約金額	9,768,000円(税込み)
予定価格	9,779,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本工事は、関門航路事務所がドラグサクシヨン浚渫船兼油回収船（以下、「海翔丸」という。）の土捨て用航路の目印として設置していた浮標灯が台風10号によって流失（被災）したことを受けて、流失浮標灯の回収及び本来の設置場所への復旧工事を行うものである。</p> <p>海翔丸については、現在定期修理中であるが、令和6年10月上旬から開発保全航路整備を再開予定であり、航行の目印となる浮標灯については必要な安全設備として、早期に復旧させる必要がある。</p> <p>また、被災した浮標灯のうち1基は周辺海域において発見されたが、当事務所所属船舶での回収が出来なかったため、再度の漂流等によって、周辺航行船舶に支障を与える恐れがあり、早急に引き上げる必要がある。</p> <p>以上、令和6年台風10号によって被災し、緊急的な回収や復旧を必要とする浮標灯に関し、関門航路事務所と福岡県港湾建設協会とで協定締結している、「福岡県大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、対応要請した。</p> <p>その結果、福岡県港湾建設協会より、株式会社 若港が実施者として指定されたことから、会計法第29条の3第4項「緊急の必要性により競争に付することが出来ない場合」に該当し、当該社と随意契約するものである。</p>
工事場所	北九州市門司区新門司地先
工事種別	空港等土木工事
工期（自）	令和6年9月5日
工期（至）	令和6年11月29日